空調設備維持等運行管理委託契約仕様書

1　一般的事項

（１）この仕様書は、福岡逓信病院（以下「当院」という。）の空調設備の操作と維持運行管理に適用する。
なお、この仕様書は、運行管理の大要を示すものであるから運行管理上附帯的に実施しなければならないもの又は当院の監督員が特に指示した事項は、本書に記載のないものでも契約金額の範囲で実施する。

（２）操作と保守の対象は別記に示す機器、付属機器、配管及びこれらの制御盤、操作盤とする。
なお、次の設備のオーバーホール及びこれらに類する維持保守は除く。
ボイラー（圧力容器）、各種槽貯漏洩点検、消防設備点検
ただし、フィルターの清掃、取替作業及び設備の常時軽微な清掃はこれを行う。

（３）この契約の履行に当たっては、労働安全衛生規則などの関係法規に従うこと。

（４）この契約履行上必要な官公署その他への諸手続は、必要に応じ直ちにこれを行うものとする。
この場合、これに要する費用は一切、受託業者の負担とする。

（５）この契約履行上必要な駐在執務などの場所の提供と電気、ガス、水道の使用料は当院が負担する。

（６）契約の履行に必要な事務用品、文房具、掃除用具等は受託業者の負担とする。

（７）維持、保守要員の職種は次のとおりとする。
業務責任者　　２級（又は１級）ボイラー技士免許及び危険物取扱者乙種４類の資格を有し、設備管理経験が５年以上の者
業務作業者　　２級（又は１級）ボイラー技士免許及び危険物取扱者乙種４類の資格を有し、設備管理経験が３年以上の者
担務については、当院の責任者と協議して定めるものとする。

（８）受託業者は、業務責任者及び業務作業員の住所、氏名、電話番号、危険物取扱者免状（写）を書面により提出して当院の承認を得なければならない。
なお、異動があった場合も同様とする。
おって、作業の実施又は管理につき不適当と認められる者があるときは、その事由を示して受託業者に対してその交代を求めることができる。

（９）受託業者の事情により業務作業員が作業に従事しないときは必ず他の業務作業員を従事させるものとする。

（10）受託業者は、別記に示す機器、付属機器等のうち、以下の設備については、維持、運行管理の状況を記録し、当院へ報告すること。
ア　ボイラー及び周辺機器
「ボイラー周辺機器日常点検表」（毎日報告）
イ　業務用エコキュート及び周辺機器
「業務用エコキュート周辺機器日常点検表」（毎日報告）
ウ　高圧蒸気消毒器
「第一圧力容器自主検査記録」（毎月報告）
エ　地下貯油槽
「地下タンク貯蔵所点検表」（２か月に一回報告）

その他、Ａ重油及び水道使用状況を「燃料・ボイラー用給水・水道使用量表」に毎日記録し、月末に報告すること。

（11）この維持、運行管理契約上、図面仕様書などに疑義を生じた場合、受託業者は、当院の責任者に申し出て協議し指示を受けるものとする。

２　運行管理

（１）　運行管理は、対象となる空調等設備を操作して正常な診療環境を提供するなど、いわゆる空調等設備の操作、維持管理及び保守を行い空調等設備の安全正常な運行を維持するものであり、これに必要な機器等の点検、給油、調整及び清掃を行う他、機械室の清潔を保持するものとする。

（２）　機器の取扱いについては、取扱説明書によるものとし、各項の注意事項を留意して行うものとする。

３　維持保守

（１）空調等設備機器の操作上必要とする範囲の管理は、運行管理を含めて行い、病院設備（電気設備を除く。）の操作、維持、管理、整備、営繕修理を行うものとする。

（２）空調設備（蒸気関連設備を含む。）のフィルター等は、２か月に１回清掃を行うものとする。

（３）ボイラー用Ａ重油が納入される際は、納入の立会いを行うものとする。

（４）修理等に必要なパッキン、ヒューズ等の部品は受託業者があらかじめ当院に申し出て無償で支給を受けるものとする。

（５）当院に常備されている工具は受託業者が当院に申し出て貸出しを受ける事ができる。

（６）総務課又は病棟等からの連絡を受けた蛍光灯の交換の他、網戸の清掃、備品、排水設備、空調設備、建築設備等の修理（軽微なものに限る）を行うものとする。なお、これらの作業はﾎﾞｲﾗｰ運行管理等の手空きの時間で行うものとする。

＊例１　排水設備・・洗面、流し、トイレ等の詰まり等

例２　空調設備・・全館（個別エアコンを含む）空調機のフィルター及び吸気口・換気口の清掃、同機器調整及び個別エアコンの調整等

注：個別エアコン及び吸気口・換気口の清掃仕様内訳は別紙のとおり。

例３　建築設備・・Ｐタイルの剥がれ等

４　服務

受託業者の服務は、この契約書第７条「臨時の作業」を除き、９時００分から１７時４５分までとする。

５　時間外の臨時作業の委託料等（作業時間延長の場合）

（１）当院又は当院の指定する社員の指示により、作業時間の延長として臨時の作業を実施したときは、「ボイラー受託者勤務延長届（兼）受付処理簿」にその時間を記録し当院の検査を受けるものとする。

（２）臨時の作業の委託料は、１時間当たりの単価　※※※※円に１００分の２５を乗じた金額　※※※※円とする。

（３）臨時の作業実施に伴う委託料の請求は、１か月分を合計して請求するものとし、

合計時間に３０分以上の端数があるときは１時間に切り上げ、３０分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

なお、臨時の作業委託料は、月額の請求書に記載して請求するものとする。

（４）臨時の作業委託料は、月額の支払の規定を準用する。

６　その他

受託業者は、この契約の履行に従事する従事者（再委託を除く。）に対し、公益通報者保護法に係る会社通報窓口について日本郵政株式会社指定の周知文を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めること。

「別記」

運行管理の対象をなる設備
１　空調設備及び給排水設備並びに蒸気関連設備（チラーを含む。）とする。

２　各種機器（上記１の主な関連設備）
（１） 三浦簡易貫流ボイラー（相当蒸発量５００ｋｇ／ｈ×３）
（２） 薬注装置×３
（３） 硬度漏れ検出器（カラーメトリ）
（４） 感震装置
（５）軟水機×２
（６）オイルサービスタンク（１，１４０Ｌ）
（７）ギヤポンプ（２台）
（８）蒸気ヘッダー（中圧、常用圧２ｋｇ／ｃ㎡）（高圧、常用圧７ｋｇ／ｃ㎡）
（９）空調機（送風機、排風機を含む）
（10）給水循環用ポンプ×２
（11）消火用ポンプ×２
（12）ホットウエルタンク（１３，５００ｍ^3 ）「還水槽」
（13）受水槽タンク
（14）高架水槽タンク
（15）雑排水槽
（16）汚水槽
（17）地下貯油槽（１５，０００Ｌ×２）
（18）高圧蒸気消毒器（オートクレーブ×４）
（19）エコキュート
これらに付属する機器、配管、メーター、制御盤、操作盤とその２次側の電気部分とする。